**第28回「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクール　質疑回答**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 頁 | 質問 | 回答 |
| 1 | P6 | 事業所や事務所の設置はできませんとありますが、ここでいう事務所とはどういった条件で成り立つものですか。 | 公社団地では、事業所、事務所の設置(事務所登録)は禁止していますが、在宅ワークや趣味の範囲内で行える○○教室(手芸、着付等騒音が発生しないもの)であれば、計画できます。 |
| 2 | P7 | 模型写真のアングルの指定はありますか。また、模型は一部分のみの作成でも問題ありませんか。 | アングルの指定はありません。また、模型は一部分だけでも問題ありません。 |
| 3 | P7 | 仕上げの規定はありますか。 | 特にありません。 |
|  4 | 別添3 | 撤去する壁の寸法を明示してください。 | 【別添-3】を修正したものをHPに掲載しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。 |
| 5 | 別添3 | 現状の床や天井高さ等を明示してください。 | 【別添-8　対象住戸　既存断面図】を新たに作成し、HPに掲載しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。 |
| 6 | 別添3 | 各居室の床レベルをフラットにできますか。 | 計画内容によります。 |
| 7 | 別添3 | 天井及び床は撤去できますか。 | 天井及び床について、仕上げ材等の張替えはできますが、コンクリートスラブの撤去できません。 |
| 8 | 別添3 | 浴室、洗面脱衣所、トイレは他の居室と同じ天井高さにできますか。 | 配管や、梁が見えてしまいますが、計画上特に問題はありません。 |
| 8 | 別添3 | 【別添-3】(2住戸を1住戸にするため撤去が必要な壁を除く)黒塗りの既存コンクリート躯体以外は全て撤去できますか。 | 既存のコンクリート躯体以外は全て撤去できます。 |
| 9 | 別添3 | バルコニーの隔壁は撤去できますか。また、手摺、塗装などは変更できますか。 | バルコニーの隔壁は、撤去できますが手摺、塗装は変更できません。 |
| 10 | 別添3 | サッシの撤去や塗装はできますか。 | 撤去や塗装はできません。 |
| 11 | 別添3 | 洗面と脱衣所を切り離すことはできますか。 | 切り離すことはできます。 |
| 12 | 別添3 | 有圧換気扇の位置を移動して、ダクト式のレンジフード(シロッコファン)に変更することはできますか。 | 変更できます。 |
| 13 | 別添3 | トイレに既設立管がありますが露出排管ですか。また片側をトイレにしないときはパイプスペースにする必要はありますか。 | トイレの既設立管は露出配管です。また、片側をトイレにしない場合その場所をパイプスペースにする必要はありません。 |
| 14 | 別添3 | トイレの扉の位置は変更できますか。 | 変更できます。 |
| 15 | 別添3 | 浴室はユニットバスですか。また、既存の利用はできますか。 | 浴室はユニットバスではありません。また、既存の利用はできます。 |
| 16 | 別添3 | エアコンスリーブは既存住戸にありますか。また、同じ壁でエアコンのドレイ冷媒やエアコンスリーブを2箇所設置できますか。 | エアコンスリーブはありませんが、新設できます。同じ壁でも高さを変えれば2箇所まで設置できます。 |
| 17 | 別添3 | 給気口を新設する際、大きさや高さの指定はありますか。 | 【別添-3】に記載の通りですが、新設する際、柱や梁を避けてください。 |
| 18 | 別添3 | 玄関扉を外側と内側から壁等で閉鎖することはできますか。 | 計画内容により内側から閉鎖することはできますが、維持管理に配慮してください。 |
| 19 | 別添3 | 玄関扉のドアノブは撤去できますか。 | 閉鎖に伴い、ドアノブを撤去することはできますが、維持管理に配慮してください。 |
| 20 | 別添3 | 階段室などは改修対象範囲ですか。 | 改修対象範囲外です。 |
| 21 | 別添5 | 住棟の外観写真等はありますか。 | 【別添-9　住棟　外観写真】を新たに作成し、HPに掲載しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。また、【別添-5】についても、内部写真を追加しました。 |